



第3次四日市市市民協働促進計画

2026年度—2030年度

概要版

市民協働とは？

市民主権の理念のもと、
市民等、市民活動団体、議会、事業者及び市等が連携し、
それぞれの持つ特性を活かしてまちづくりに取り組むことをいいます。

「目的」ではなく、
地域課題を解決する
手法の1つです！

四日市市



計画策定の趣旨と役割

本市では、平成27年4月に施行された四日市市市民協働促進条例に基づき、総合的かつ計画的な市民協働の促進を図るため、「四日市市市民協働促進計画(2016年度～2020年度)」、「第2次四日市市市民協働促進計画(2021年度～2025年度)」を策定し、さまざまな事業を進めてきました。

一方で、少子高齢化の進行をはじめ、住民の価値観やライフスタイルの多様化、外国人住民の増加など、地域を取り巻く環境は変化し続けています。それに伴い、地域のニーズや課題は、ますます複雑化・多様化しており、行政だけでなく、地域に関わるすべての主体が協働・連携してまちづくりを進めることが、一層求められています。

こうした状況をふまえ、四日市市総合計画(2020～2029)を上位計画とし、令和8年度(2026年度)から5年間の市民協働を促進するための基本的な方針、目標、具体的な施策などを示したものが「第3次四日市市市民協働促進計画」です。

用語集



●市民等

本市の区域内に居住する者のほか、本市の区域内に存する事業所等に勤務する者及び本市の区域内に存する学校に通学する者。

●市民活動

市民等が、公共の利益を目的とし、自主的に行う活動。

●市民活動団体

地縁団体、NPO、ボランティア団体などの団体のうち、市民活動を行うことを主たる目的とする団体。

●地縁団体

自治会、地区社会福祉協議会などの一定の区域に住所を有し、広く地域社会の維持や形成を行い、地域的な共同活動を行っている団体。

●中間支援団体(組織)

市民協働に関わるさまざまな主体の間に立ってそれぞれの活動を支援する団体(組織)であり、市民活動団体等への相談業務や情報提供などの支援及び人材や資金等の市民活動に必要な資源の仲介、政策提言等を行う団体(組織)。

✓ 基本理念

本市における市民協働の基本理念は、市民協働促進条例第3条で定められています。

市民協働促進条例では、市民自治基本条例の基本理念にのっとり、各主体が持つ情報を共有することにより協働を進め、お互いの長所を生かしつつ足りない部分を補いあうことにより、さまざまな課題の解決を図り、市民参加のもと、豊かで活力のある地域社会づくりを進めることを基本理念としています。

✓ それぞれの主体の役割

市民協働促進条例では、市民協働を促進していくうえでの市民等、市民活動団体、議会、事業者、市のそれぞれの役割を定めており、本計画でも同様に位置づけます。

市民等

- ・市民協働の意義を理解する
- ・それぞれが互いに連携しながら主体的に市民活動及び市民協働に参加する
- ・市民協働促進条例に定める計画の策定に参画するよう努める

市民活動団体

- ・市民活動を実施する
- ・活動が広く市民等に理解されるよう努める

議会

- ・市民自治基本条例に基づき、議会としての市民参加及び市民協働に係る制度を導入するよう努める

事業者

- ・市民活動に関する理解を深める
- ・市民活動の促進に協力するよう努める

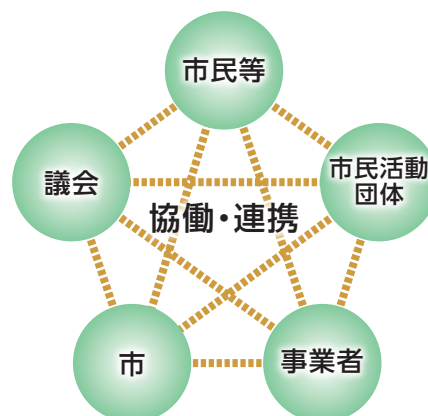
市

- ・市民活動を促進する施策を実施し、市民自治が実現されるよう努める
- ・市職員に対して市民協働に関する啓発、研修等の実施に努める

✓ 市民協働の領域

市民が幸せに暮らせる、個性的で豊かな地域社会を築くためには、行政がまちづくりに関する種々の課題を一手に担うのではなく、市民等一人ひとり、市民活動団体や事業者などさまざまな主体が「公共の担い手の一人」として役割を果たすことが必要不可欠です。

そのため、市民協働の基本理念に基づき、それぞれの主体間で協働・連携を進めていくことが重要です。



市民協働の担い手と領域のイメージ

基本方針

1 市民協働の入り口の拡大

目標

市民協働によるまちづくりへのきっかけとして、協働の入り口を多様に用意し、誰もが気軽に活動に参加しやすい仕組みを創出するとともに、情報発信の仕組みを強化します。

【基本方針の実現のための指標(ものさし)】

目標	現状値(R6、★R7)	目標値(R12)
市民活動への参加率	29.4%	35.0% ↗
地域づくりマイスター養成講座の累計修了者数	★363人	500人 ↗
なやプラザホームページの年間アクセス数	17,923件	25,000件 ↗

1-① 市民協働にかかる意識醸成、参加へのきっかけづくり

- ▶ 市民協働の取り組みについて明確なイメージを持ってもらえるよう、具体的で、わかりやすい事例や情報を発信し、興味・関心を促します。
- ▶ 市民協働の意義や楽しさを伝えることで、市民活動への参加のハードルを下げます。
- ▶ 市民協働への参加につながる入口を多様に用意し、参加のしやすさを工夫します。

主な
取り組み

- ・市民協働のPR
- ・なやプラザ市民協働まつりの開催(市民協働への意識づくり)

1-② 市民活動の担い手の掘り起こし・活用

- ▶ 市民協働に対する興味・関心が、実際の活動につなげられるための講座や体験の場を提供します。
- ▶ 活動を始める人への働きかけやサポートができる体制を整えます。

主な
取り組み

- ・地域づくりマイスター養成講座の開催
- ・若者まちづくり講座の開催



1-③ さまざまな手法を活用した市民協働に関する情報発信

- ▶ SNS、紙媒体、イベント出展など、各種媒体の特徴を生かした情報の発信に取り組みます。
- ▶ 情報を集約し、継続的に発信することで、情報獲得のしやすさにつなげます。

主な
取り組み

- ・なやプラザホームページによる情報の発信
- ・イベントを活用した周知



2

市民活動団体の活性化、持続可能な活動に向けた支援

目標

多様な社会課題に取り組む市民活動団体が、それぞれの特性に応じた活動を展開できるよう、市民活動団体の持続的な運営に向けて、ニーズや発展段階に対応した支援を進めます。

【基本方針の実現のための指標(ものさし)】

目標	現状値(R6、★R7)	目標値(R12)
市民活動団体向け講座参加者数(年間)	91人	120人 ↗
自治会加入率	83.7%	90.0% ↗
市民活動団体登録数	★87団体	100団体 ↗

2-① 市民活動団体の活動の活性化

- ▶市民活動団体それぞれの特性を把握するとともに、課題やニーズに柔軟に対応できる体制を整えます。
- ▶活動の段階的な成長や持続的な運営を支援できるよう、制度・仕組みづくりを進めます。

主な 取り組み

- ・市民活動団体向け講座の開催
- ・「市民協働の担い手育成・連携強化等に関する協働事業(担い手事業)」の実施

2-② 市民活動団体の組織力強化に向けた支援

- ▶活動の組織力の基盤であるヒト・モノ・カネの充実のほか、組織運営の効率化に向けた仕組みづくりや情報提供を行い、継続的な支援を図ります。
- ▶新たな時代や社会情勢に対応した支援内容を検討します。
- ▶自治会加入への促進を図るとともに、地域の特性や課題に応じた地域づくりに向け、市民活動団体と自治会等の地縁団体との連携を促し、各団体の維持・強化を支援します。

主な 取り組み

- ・プロボノ事業の推進
- ・自治会加入促進条例の周知・啓発

2-③ 市民活動団体の活動情報の提供、情報共有

- ▶市民活動団体同士の連携を効果的に行うため、市民活動団体の登録を促します。
- ▶誰でも気軽に見られる媒体・発信方法で、継続的に活動団体情報を公開・共有します。

主な 取り組み

- ・市民活動団体の登録促進と情報のデータベース化
- ・各団体による活動情報の発信

3

つながりの創出及びコーディネート機能の強化

目標

多様な主体が対等な立場で関わり合い、連携する機会を創出するため、なやプラザ等を拠点としたコーディネート機能の強化を図り、ハブとしての役割をさらに充実させます。

【基本方針の実現のための指標(ものさし)】

目標	現状値(R6、★R7)	目標値(R12)
プロボノ事業に参加したプロボノワーカーの所属企業・団体数(累計)	★40者	50者 ↗
市民活動センター利用者数(年間)	594人	1,000人 ↗

3-① 多様な主体による交流・連携の促進

- ▶ 地域内のネットワーク形成やコーディネート機能の充実を図り、個人や各種団体、企業等の多様な主体が、市民協働に取り組むための風土づくりを行います。
- ▶ 多様な主体と市民活動団体が、お互いの特性や強みを発揮しながら、相互に連携できる機会や仕組みを充実・強化させます。
- ▶ 新たに市民協働の担い手となりうる主体に対して、積極的な働きかけを行い、市民協働における一層の広がりをつくります。

主な
取り組み

- ・多様な主体によるネットワークの形成
- ・活動交流会の開催

3-② 市民協働の拠点機能の充実

- ▶ 市民協働の拠点として、なやプラザの維持・拡充を図りつつ、市民活動団体の課題を把握することで、団体の活動のしやすさを支援し、積極的な活動へとつなげます。
- ▶ 市民活動団体に向けて、拠点施設活用のメリットを発信し、利用を促します。

主な
取り組み

- ・なやプラザの機能充実
- ・市民活動しやすい環境づくり





行政の協働推進

目標

市民協働の促進に向けて、市役所全体での市民協働にかかる意識醸成及び連携強化を図ります。

【基本方針の実現のための指標(ものさし)】

目標	現状値(R6、★R7)	目標値(R12)
市が市民協働により実施している取り組み数(年間)	★163件	175件 ↗
市民協働事業における市役所内連携の件数(累計)	★29件	40件 ↗

① 市役所の協働意識醸成

- ▶市役所全体における協働委託等の取り組み拡大を図ります。
- ▶市役所内の市民協働事業の周知と理解向上を図ります。

主な取り組み

- ・職員研修の実施
- ・市民協働により実施している取り組みの調査実施

② 連絡・相談体制の構築

- ▶市民協働における各事業や研修を通じて、各部署との連携強化を図ります。
- ▶各部署と情報を交換・共有し、市民協働の視点を取り入れた事業や取り組みを進めます。

主な取り組み

- ・各部局への市民協働担当の配置
- ・市役所内連携の促進

04 計画の推進と進捗管理

本計画の効果的な推進を図るため、あらゆる部局が、積極的に市民協働に取り組むことができる体制を構築します。

また、市民協働促進条例第12条に基づく、四日市市市民協働促進委員会を定期的で開催し、本計画に掲げる事業の進捗状況及び取り組みの検証を行い、今後の事業内容に反映させるなど、PDCAサイクルの仕組みに沿って計画を推進します。



① 対等な関係を構築します

市民協働には、必ず、協働の相手が存在します。その相手と互いに対等の立場であることを自覚したうえで、より良い協働の関係を築きます。



② 相互に理解します

市民協働においては、お互いの長所を生かしつつ、足りない部分を補い合うことで、さまざまな課題の解決に結びつけることが大切です。お互いの考えや特性を理解し、尊重しながら協働の取り組みを進めます。



③ 自主性と自立性を尊重します

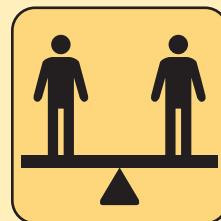
市民協働を担うそれぞれの主体は、それぞれに独立し、自主性と自立性を持って活動しています。そのことを理解・尊重し、相手の活動に干渉したり、自立性を阻害したりすることのないようにします。



④ 公平・公正と透明性を確保します

上記の①～③を保つうえで、透明性の高い取り組みを進めることが重要です。市民協働を担うそれぞれの主体は、自らの情報を積極的に公開することによって、理解し合い、信頼し合える関係を築きます。

特に、市が市民活動団体の活動などを支援するにあたっては、支援の内容や手続きが公平・公正であることと、透明性を確保します。



⑤ 目標と検証結果を共有します

市民協働においては、その取り組みの目的、目標を共有することが大切です。何のために協働し、どんな成果を期待するのかといったことをお互いに共有しながら、取り組みを進めます。併せて、協働して取り組んだ結果を検証し、お互いに讃えあうなど、次の機会につなげていきます。



第3次四日市市市民協働促進計画

2026年度—2030年度

概要版

2026年3月

発行：四日市市市民協働安全課

〒510-8601 三重県四日市市諏訪町1-5

TEL:059-354-8179 FAX:059-354-8316